

【表紙】

【発行登録番号】	6 -外債 2
【提出書類】	発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年 6月28日
【発行者の名称】	オーストリア輸出銀行 (Oesterreichische Kontrollbank Aktiengesellschaft)
【代表者の役職氏名】	Monika Seitelberger (ディレクター) Maximilian Plattner (ディレクター)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 松添 聖史
【住所】	東京都港区六本木一丁目 9番10号 アークヒルズ仙石山森タワー ペーカー & マッケンジー法律事務所 (外国法共同事業)
【電話番号】	(03) 6271-9900
【事務連絡者氏名】	弁護士 渡邊 大貴
【住所】	東京都港区六本木一丁目 9番10号 アークヒルズ仙石山森タワー ペーカー & マッケンジー法律事務所 (外国法共同事業)
【電話番号】	(03) 6271-9900
【発行登録の対象とした募集又は売出し】	債券の売出し
【発行予定期間】	この発行登録書による発行登録の効力発生予定日(2024年7月8日)から2年を経過する日(2026年7月7日)まで
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 4,000億円
【縦覧に供する場所】	該当なし

第一部 【証券情報】

第1【募集要項】

該当事項なし

第2【売出要項】

以下に記載するもの以外については、債券を売出しにより取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

1【売出要項】

未定（売出しの都度決定する。）

2【利息支払の方法】

未定（売出しの都度決定する。）

3【償還の方法】

未定（売出しの都度決定する。）

4【元利金支払場所】

未定（売出しの都度決定する。）

5【担保又は保証に関する事項】

未定（売出しの都度決定する。）

6【債券の管理会社の職務】

未定（売出しの都度決定する。）

7【債権者集会に関する事項】

未定（売出しの都度決定する。）

8【課税上の取扱い】

未定（売出しの都度決定する。）

9【準拠法及び管轄裁判所】

未定（売出しの都度決定する。）

10【公告の方法】

未定（売出しの都度決定する。）

11【その他】

未定（売出しの都度決定する。）

第3【資金調達の目的及び手取金の使途】

該当事項なし

第4【法律意見】

発行者の法律顧問である弁護士アレクサンダー・ラス博士（ウィーン在）より、下記の趣旨の法律意見書が提出されている。

- (1) 発行登録書及び関東財務局長に対するその提出は、発行者により、また発行者を代表して正当かつ適法に授権されており、発行者に適用されるすべてのオーストリア共和国の法又は規則に違反しない。
- (2) 発行登録書の提出に関し、オーストリア共和国の政府、公的機関又は権限ある当局に対し、いかなる承認、申請、提出または登録を求め、又はなすことを要しない。

第5【その他の記載事項】

該当事項なし

第二部 【参照情報】

第1【参照書類】

発行者の概況等法第27条において準用する法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

会計年度（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

2024年6月28日関東財務局長に提出

会計年度（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

2025年6月30日までに関東財務局長に提出予定

会計年度（自2025年1月1日 至2025年12月31日）

2026年6月30日までに関東財務局長に提出予定

2【半期報告書】

該当なし

3【臨時報告書】

該当なし

4【外国者報告書及びその補足書類】

該当なし

5【外国者半期報告書及びその補足書類】

該当なし

6【外国者臨時報告書】

該当なし

7【訂正報告書】

該当なし

第2【参照書類の補完情報】

該当なし

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当なし